

# 基本構想

## 第1章 まちづくりの目標

第1節 基本理念

第2節 基本目標

## 第2章 まちづくりの指標

第1節 人口

第2節 土地利用

## 第3章 施策の大綱

第1節 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

第2節 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

第3節 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

第4節 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

第5節 とともに進める持続可能なまち



## 第1章 まちづくりの目標

### 第1節 基本理念

これまでの総合計画のまちづくりの理念を継承しつつ、全国的に人口減少が進行している中、持続可能な新しいまちづくりを進めるために、基本理念を次のとおりとします。

## ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町

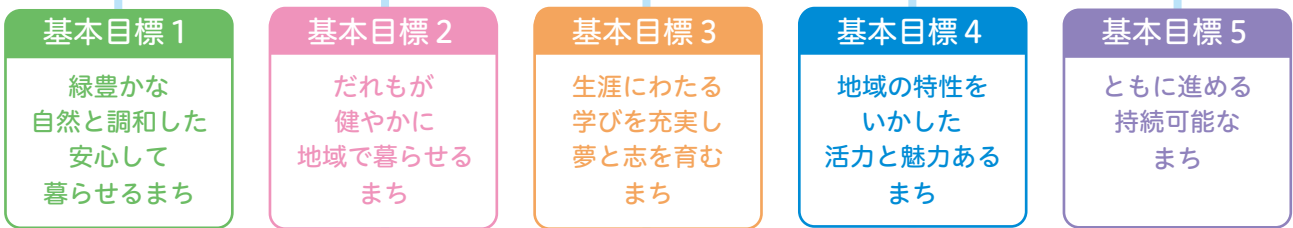
本町は、地域の生活を支えるために造られた数多くのため池やそれらを繋ぐ水路網、その恩恵を受けて拓かれてきた農地や農村集落、地域の歴史や文化を伝える社寺や祭り、自然豊かな景観など、美しい水と緑や歴史・文化に恵まれた地域で、それらが織りなす美しい風景は、四季折々にさまざまな姿を見せながら、本町で暮らす人々に豊かさや安らぎを与えています。

「ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町」は、本町のこれらの特性をいかし、愛着と誇りを持ちながら、ともに暮らし、ともに学び、ともに支えあいながら、先人たちが築きあげてきた豊かな自然や歴史・文化などの資産をしっかりと受け継ぎ、次の時代のさらなる飛躍につなげるまちづくりを進めていこうとする姿勢を表現しています。

### 第2節 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定めてまちづくりを進めていきます。

## ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町



### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。

本計画で掲げる主な施策をSDGsと関連づけることで、住民・地域団体・事業者・行政など、さまざまな立場の人が相互に連携し、各分野における持続可能なまちづくりの取り組みの推進につなげていきます。

## 基本目標1 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

市街地や田園集落での調和のとれた土地利用を推進するとともに、住宅や公園などの生活空間や道路などの暮らしの基盤を整備し、快適に暮らせるまちをめざします。

また、自然豊かな環境を保全するとともに、災害や犯罪などから安全な暮らしを守る環境の整備を行い、安心して暮らせるまちをめざします。

## 基本目標2 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えるとともに、保健・医療・福祉サービスを充実し、子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちをめざします。

また、住民がお互いに支えあう地域ぐるみの福祉を推進し、だれもが安心して暮らせるまちをめざします。

## 基本目標3 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

学校教育の充実や教育環境の整備により、児童・生徒一人ひとりの個性や能力をいかすことのできるきめ細かな教育を推進し、夢と志を育むまちをめざします。

また、スポーツ・文化・芸術などの生涯学習や人権教育などを推進することにより、お互いを認めあうことのできる地域と人を育むまちをめざします。

## 基本目標4 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

農業の基盤整備や担い手の確保、新技術などを活用した持続可能な農業を振興するとともに、地域経済の振興と労働者福祉の向上を図り、活力あるまちをめざします。

また、魅力ある交流と観光を推進し、にぎわいのあるまちをめざします。

## 基本目標5 とともに進める持続可能なまち

多様な主体との協働を進めるとともに、地域や広域での交流・連携を推進し、ともに進めるまちをめざします。

また、新技術などの社会変化に対応した行政サービスを提供し、効率的で健全な行財政運営による持続可能なまちをめざします。





## 第2章 まちづくりの指標

### 第1節 人口

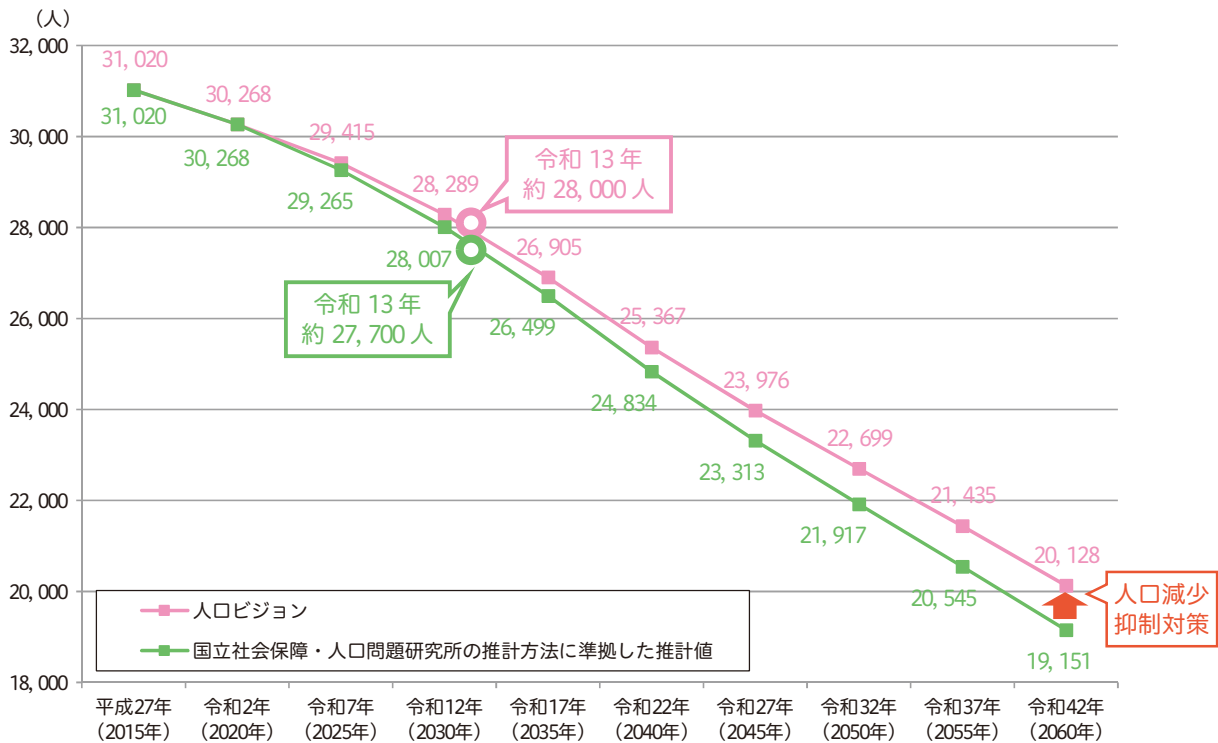
#### 1 人口・世帯

全国的な少子高齢化や人口減少を背景に、平成27年（2015年）の国勢調査の結果をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し、町独自で令和2年（2020年）の国勢調査の結果から算出した本町の将来人口は、令和13年（2031年）には約27,700人になると推計しています。

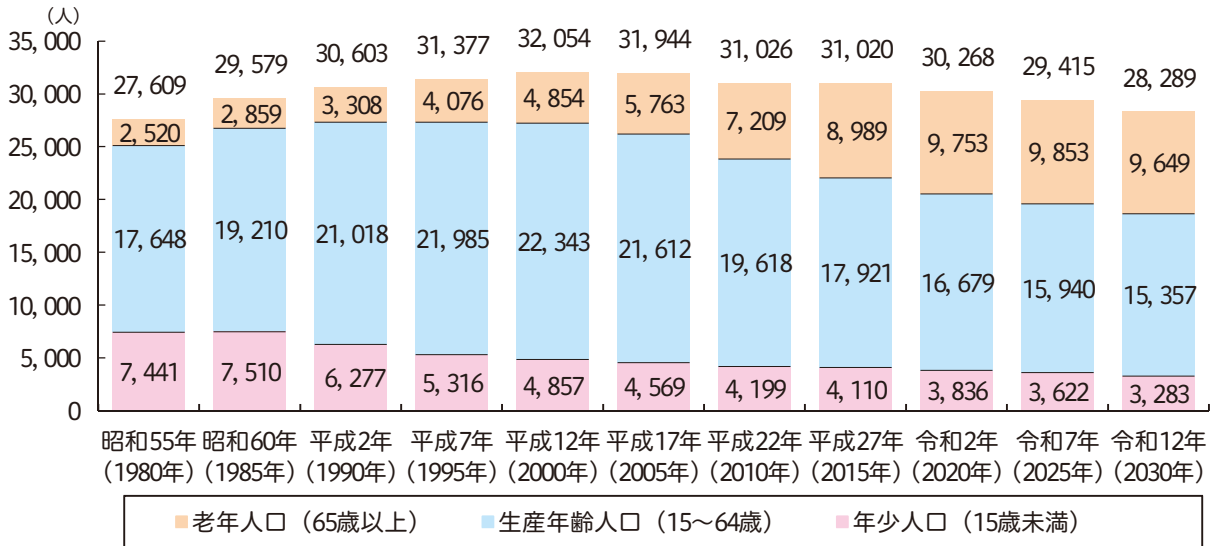
こうした状況の中、良好な生活環境やまちの活力を維持していくために、子育て支援や移住・定住促進施策、地域活性化などのさまざまな取り組みなどを進めることにより、令和13年（2031年）に約28,000人の人口規模を維持することをめざします。

また、町外の人々が本町を訪れることは町の活性化にもつながるため、本町に住む定住人口だけでなく、大都市に隣接し、都市機能と豊かな自然を合わせもつ本町の魅力をいかして、本町を訪れる交流人口を増やすとともに、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口を増やす必要があります。さらに、自治会やボランティア活動などのまちづくりの活動を行う活動人口を増やすことにより、つながりの豊かな活力のあるまちをめざします。

#### ■稲美町の人口ビジョンによる将来展望



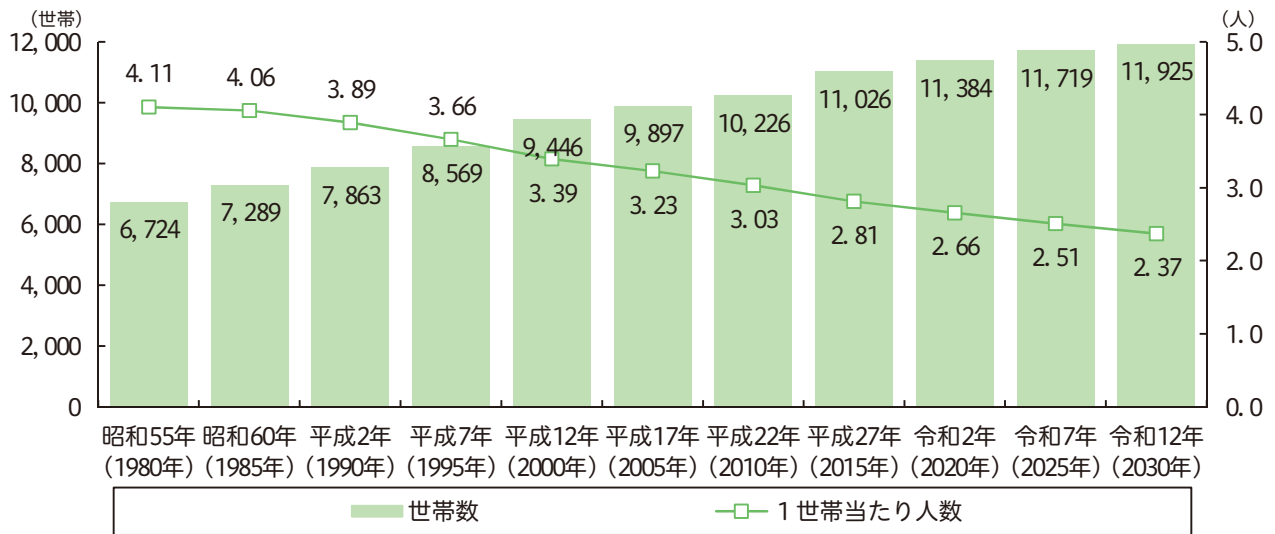
■人口の推移・推計



※総数には年齢不詳を含みます。  
※年齢3区分別人口は、年齢不詳を一定の処理方法に基づき按分しています。

(出典) 昭和55年(1980年)～令和2年(2020年)：国勢調査  
令和7年(2025年)・12年(2030年)：人口ビジョン

■世帯数の推移・推計



(出典) 昭和55年(1980年)～令和2年(2020年)：国勢調査  
令和7年(2025年)・12年(2030年)：人口ビジョン



## 第2節 土地利用

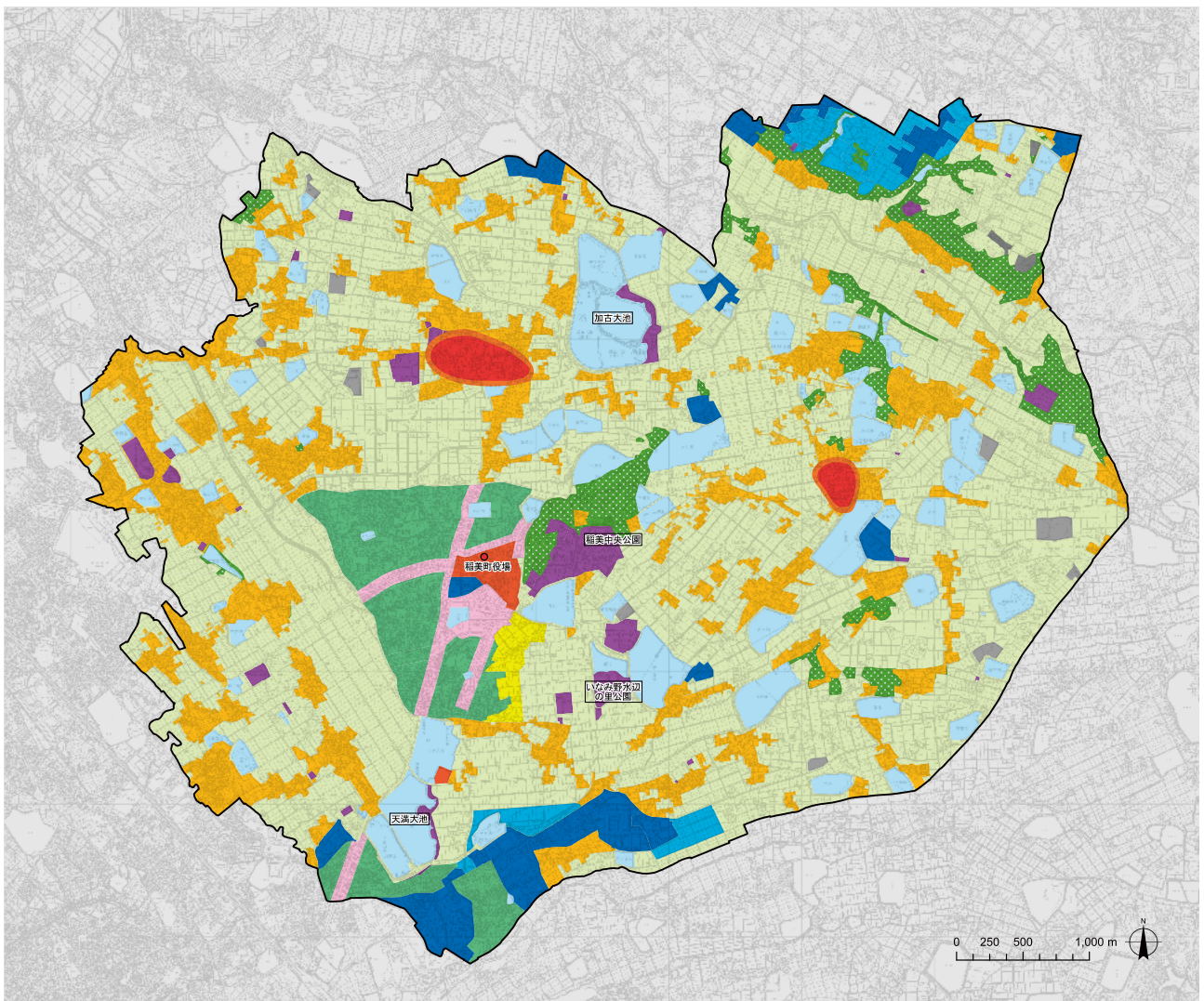
### 1 土地利用の基本方針

本町は、全域が都市計画区域に指定されており、町中心部及び南部の市街化区域並びにその周辺を取り巻く市街化調整区域に分かれています。町域のほとんどが市街化調整区域であり、その主な用途は農地、農村集落と点在するため池です。

本計画では、それぞれの地域がもつ特性や機能をいかしながら、相互の連携に努め、環境との共生と均衡ある発展を基本とした土地利用を進めます。

また、今後の社会経済情勢に応じて、将来の住宅地及び工業地を検討します。

さらに、道路交通を中心として町内の移動の円滑化を図るとともに、近隣市町と連携し、広域的にも整合性のある道路ネットワークの形成を図ります。



凡 例	
<b>市街地ゾーン</b>	<b>田園ゾーン</b>
住宅地区[現況]	コミュニティ中心形成ゾーン
住宅地区[将来]	田園集落区域
住商協調地区	農業区域
中心商業・業務地区	保全区域
工業地区[現況]	水辺区域
工業地区[将来]	公共公益系区域
	土地利用調整系区域

(出典) 稲美町都市計画マスタープラン  
※公共公益系区域は最新状況に更新

## 2 ゾーン別整備方針

地域の特性や機能に基づくゾーンの設定と主な整備方針は以下のとおりです。

### ①市街地ゾーン

#### 《住宅地区》

中心部市街化区域の住居系用途地域内では、低層住宅地を主とした良好な住環境の形成を図ります。また、宅地と農地の混在がみられる地区では、引き続き土地区画整理事業などを推進し、良好な住環境の形成を図ります。

中心部市街化区域の南東側隣接地域を将来の住宅地区として位置づけ、環境と景観に優れた良好な低層住宅地の形成を検討します。

#### 《中心商業・業務地区》

都市計画道路役場南線と都市計画道路二見稲美三木線の接続地点の周辺では、商業系施設と業務系施設の集積により利便性の向上と、都市的活動の中心拠点として機能の維持・充実を図ります。天満大池周辺は、6次産業化拠点施設を中心に農業の振興とにぎわいの創出を図ります。

#### 《工業地区》

南部市街化区域及び加古鉄工団地や町北東部などの工場集積地では、工業地としての土地利用を維持します。また、中心部市街化区域の準工業地域は、状況に応じて、周辺環境との調和が図れるよう適切な土地利用方針を検討します。

東播磨道の整備計画や播磨臨海地域道路の構想を見据えたアクセス利便性を踏まえ、町北東部や南部市街化区域の周辺部を将来工業地として検討します。





## ② 田園ゾーン

### 《 農業区域 》

市街化調整区域のほぼ全域に広がる農地における良好な営農条件を備えた優良農地は、営農環境の維持向上の観点から保全に努め、農業の振興を図ります。また、ため池や農地の保全を通して農業がもつ水資源のかん養、雨水の一時貯留といった公益的機能の維持を図ります。

### 《 田園集落区域 》

市街化調整区域の拠点づくりのひとつである旧加古村及び旧母里村役場跡周辺での地区計画では、住宅や生活利便施設などの立地誘導を促進するとともに、市街化調整区域内に散在する田園集落では、集落ごとの土地利用計画（田園集落まちづくり計画）策定を推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図ります。また、新たな規制緩和にも対応できるよう、柔軟な土地利用を検討します。

### 《 水辺区域 》

地域の特色ある景観資源としての保全を図るとともに、公園などを整備している区域は、住民の憩いの場としての活用を推進します。

### 《 公共公益系区域 》

都市公園、教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設などの公共公益施設を配置し、周囲の自然環境や地域コミュニティと調和のとれた土地利用を推進します。

稲美中央公園からいなみ野水辺の里公園やいなみっこ広場にかけての一角は、レクリエーション・文化・教育の集積を図るとともに、医療・福祉機能の充実を図る区域として位置づけます。





## 第3章 施策の大綱

5つの基本目標を実現するための政策を示します。

基本理念	基本目標	政 策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     ともに つくる 未来へ つなぐ 稲美町                 </p>	<p><b>基本目標 1</b></p> <p>緑豊かな自然と調和した 安心して暮らせるまち</p>	1 調和のとれた土地利用の推進
		2 快適な生活空間の整備
		3 快適な暮らしの基盤の整備
		4 自然豊かな環境の保全
		5 安全な暮らしを守る環境の整備
	<p><b>基本目標 2</b></p> <p>だれもが健やかに 地域で暮らせるまち</p>	1 健やかに暮らせる健康づくりの推進
		2 安心して妊娠・出産・子育てができる 社会の実現
		3 だれもが安心して暮らせる地域共生社会 の実現
	<p><b>基本目標 3</b></p> <p>生涯にわたる学びを充実し 夢と志を育むまち</p>	1 子どもの夢と志を育む教育の充実
		2 地域と人を育む生涯学習の推進
		3 お互いを認めあう社会の実現
	<p><b>基本目標 4</b></p> <p>地域の特性をいかした 活力と魅力あるまち</p>	1 地域の特性をいかした農業の振興
		2 活力ある地域経済の振興
		3 魅力ある交流・観光の推進
	<p><b>基本目標 5</b></p> <p>ともに進める持続可能なまち</p>	1 ともに進めるまちづくりの推進
		2 持続可能なまちづくりの実現

## 第1節 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

### 1 調和のとれた土地利用の推進



適正な土地利用を図るため、市街地の整備を推進し、良好な住宅地区の形成に努めるとともに、中心市街地における一層の利便性の向上を図ります。また、中心部市街化区域の準工業地域の土地利用方針を検討するとともに、町北東部地区に工業地区としての適正な土地利用を推進します。

田園ゾーンの活性化に向けて、特別指定区域制度などによる田園集落のまちづくりを推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図り、良好で活力ある集落環境の形成に努めます。一方で、農業区域は農地の保全に努めるなど、田園ゾーンにおける適正な土地利用を推進します。

### 2 快適な生活空間の整備



地域の定住人口の増加に向けて、良質な住宅用地の確保を図ります。また、地震に備え住宅の耐震診断・耐震改修を推進するとともに、空き家等については所有者や地域と連携した取り組みを推進します。

自然と調和したまちづくりをめざして、住民の憩いの場としての公園などの整備を進めるとともに、地域の特色ある景観形成に寄与する水辺空間の利活用や緑地の保全に努めます。

### 3 快適な暮らしの基盤の整備



快適で安全な道路環境をめざして、都市計画道路などの整備を進めるとともに、地域内道路・橋梁の適切な維持・補修に努めます。

地域における交通手段の確保と日常生活の利便性向上のため、路線バスなどの公共交通の維持・確保に努めるとともに、地域にふさわしい公共交通の充実を図ります。

安全・安心なおいしい水を安定供給するため、水源の確保や施設の整備改修を進め、上水道事業の健全経営に努めます。また、生活環境の向上や環境保全のため、下水道などの整備を行うとともに接続を推進し、下水道事業の健全経営に努めます。

## 4 自然豊かな環境の保全

循環型社会の構築をめざし、本町の地域資源であるため池、水路、農地の保全とごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）を推進するとともに、ごみ処理の適正化に努めます。また、住民、事業者、行政が協力して地球温暖化防止に向けて取り組むとともに、環境意識の啓発に努めます。

快適な生活環境の形成をめざして、生活環境問題を住民一人ひとりが身近なこととして考え、住民や企業・事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、お互いに気持ちよく暮らせる社会の構築に努めます。また、斎場・し尿処理施設は、加古郡衛生事務組合とともに適正な運営に努めます。

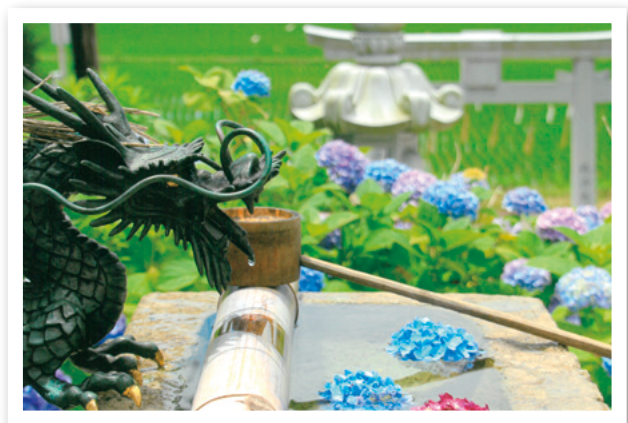


## 5 安全な暮らしを守る環境の整備

安全・安心なまちをめざして、消防体制及び救急体制の充実を図るとともに、地域における火災予防を推進します。

災害に強いまちをめざして、あらゆる災害や感染症などに対応した防災・減災体制を構築するとともに、住民の防災・減災意識の高揚に取り組みます。また、避難行動要支援者支援制度をはじめとした、ともに支えあう意識の啓発に努めます。

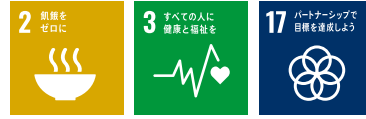
交通事故や犯罪の少ないまちをめざして、関係機関と連携して交通安全や防犯活動を推進するとともに、消費者の保護に向けた取り組みを推進します。





## 第2節 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

### 1 健やかに暮らせる健康づくりの推進



だれもが生涯にわたって健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに応じた保健事業を充実させるとともに、地域における健康づくりや食育を推進するなど、住民の健康増進を図ります。また、国や県などとともに、感染症の対策を推進し、地域医療の充実に努めます。

住民がいつまでも健やかに生活できるよう、医師会などの関係機関と連携しながら、保健・医療体制や医療費助成制度の充実を図るとともに、救急医療体制の充実に努めます。また、各種社会保障制度の普及・啓発に取り組みます。

### 2 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現



子育てしやすいまちの実現に向けて、次代を担う子どもが健やかに育つ環境の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で支える子育てを推進します。

安心して子育てを楽しむことができるよう、結婚・妊娠・出産と切れ目なく支援します。また、子育ての不安を軽減するため、子育て情報の提供や相談体制の充実など、子育て家庭の支援に取り組みます。

### 3 だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現



だれもが自立した生活を送れる地域共生社会の実現をめざして、自立のための相談・支援に努めるとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの地域のさまざまな団体や事業者などと連携して、自助、共助、公助の考え方を基本とした福祉のまちづくりを進めます。

障がいのある人の社会参加を促進し、その人らしく暮らすことができるまちをめざして、ライフステージに応じた支援の充実を図ります。また、障がいのある人に関する正しい理解と認識を促すための啓発・広報活動を推進します。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして、地域包括ケアシステムの強化に取り組むとともに、保健福祉サービスや介護保険サービスの充実を図ります。

## 第3節 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

### 1 子どもの夢と志を育む教育の充実

「生きる力」を育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」を通して、確かな学力の定着を図り、豊かな心と健やかな体を育成するとともに、志を抱いて自らの夢を実現させようとする姿勢を育むキャリア教育を推進します。

魅力ある学校園づくりをめざして、実践的な指導力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性や能力をいかすことのできる特色ある教育の充実に取り組みます。また、情報教育の推進としてICT環境の充実や多様なニーズに対応した教育の充実に努めます。さらに、安全教育の推進と教育環境の整備を図ります。

地域と連携した教育をめざして、学校運営協議会をはじめとした地域とともにある学校づくりや青少年の健全育成を図るため、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進します。また、各家庭における教育力を高めるための教育を推進するとともに、保護者に対する子育て支援の充実を図ります。



### 2 地域と人を育む生涯学習の推進

生涯を通して学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学びの場を充実させるとともに、学習を支える人づくりを推進します。また、学んだ成果を地域活動にいかす取り組みを推進します。

すべての住民が、スポーツ・レクリエーションにふれあう（する、みる、ささえる）ことができるよう、生涯スポーツを楽しむことができる環境づくりに努めるとともに、ライフステージに応じたスポーツの推進に取り組みます。

暮らしにうるおいと安らぎをあたえる芸術・文化の振興に向け、施設の充実と効率的な運営に努めるとともに、各種団体への支援や活動成果の発表機会の提供など、多彩な芸術・文化活動に参加できる環境づくりを推進します。また、地域の歴史文化遺産の保護と活用に努めます。



### 3 お互いを認めあう社会の実現

すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに協力して支えあうことができるよう、人権啓発活動を推進するとともに、児童生徒に対する人権教育や地域における人権学習と交流を通して住民の人権意識を高め、差別や偏見のない地域社会の構築をめざします。

性別に関係なく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるよう、啓発活動を進めるとともに、講演会や研修会を開催し、学習機会の充実にも努めることで、男女共同参画社会を推進します。

国際化が進む中、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認めあう人づくり・まちづくりを進めるため、国際交流協会などと連携し、さまざまな交流事業を推進することで、多文化共生社会の実現をめざします。





## 第4節

# 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

### 1 地域の特性をいかした農業の振興

豊かな農業資源や環境をいかし、防災や環境にも配慮したため池の整備と利活用を進めます。また、既存農業用施設の長寿命化を図るとともに、住民の共同による維持管理を推進します。

農業に取り組む環境を守るため、新たな農業の担い手の確保や生産性を高めるとともに、スマート農業や6次産業化を推進し、持続可能な農業をめざします。また、地産地消を推進するとともに、食と農の安全確保に努めます。



### 2 活力ある地域経済の振興

活力あるまちをめざして、商工会や関係機関と連携し、地域経済の活性化を図ることで住民の生活利便性の向上に努めるとともに、中小企業などへの支援や創業支援を行い、経営の安定化を図ります。

安心とゆとりある生活の実現をめざして、労働者福祉の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、労働者の安定した雇用と高齢者などの就労支援を促進します。



### 3 魅力ある交流・観光の推進

にぎわいのあるまちをめざして、本町の地域資源や魅力を積極的に発信し、体験や交流によるさまざまなイベントを展開するとともに、県や近隣市町と連携した広域観光を充実させ、交流人口の増加に努めます。



## 第5節 ともに進める持続可能なまち

### 1 ともに進めるまちづくりの推進



住民や地域団体、事業者などの多様な主体と行政がそれぞれの役割を分担しながら、ともに進めるまちづくりを推進します。また、行政情報がすべての人に届くよう、さまざまな形での情報発信に努めることで、開かれたまちづくりを進めます。また、自治会をはじめとするコミュニティ活動の支援を行うとともに、地域における交流活動拠点の活用を図りながら、住民主体の地域交流を推進します。

### 2 持続可能なまちづくりの実現



持続可能な行財政運営を推進するため、行財政改革や自主財源の確保に取り組むとともに、社会の変化に対応できるデジタル技術を活用した情報化、職員の人材育成、民間活力の活用により、未来へつなぐまちづくりをめざします。

近隣市町との連携を強化するとともに、広域的な事業を推進します。また、専門的な知識をもった大学などの教育機関や企業・事業所、町内の各種団体と連携・交流を図ることで、魅力的なまちづくりを推進します。



